

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

第2節 市民活動団体

（市民活動団体の役割）

第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>「ボランティア」には独特の雰囲気があり、まだまだ定義もあいまいで、浸透していないのが現状。</p> <p>新しく出てきている若い人たちの、まちづくりの活動をどう継続させ、息の長い活動に根付かせていけるかがカギだと思う。</p> <p>他人事にはしない。市民一人ひとりが当事者意識をもつ。実はいちばん難しいことではないか。</p> <p>そこにも、市の助け、支援が必要。「つなげていく人」の人材不足。</p>	<p>市ではこれまで、市民活動の支援を目的に、その拠点施設としてのボランティアセンターの開設・運営、市民活動促進のための補助金の交付、市の組織の中での「区」と「市民活動」の担当部署の一元化などを実施してきていますが、決して十分とは思っていません。</p> <p>今後も引き続き、より効果的な支援策を検討していきたいと考えています。</p>	
<p>小諸市のまちづくりにあたって、市民活動団体の果たす役割は非常に大きく、一層の発展を願いたい。現在活動している市民活動団体の実態があまり知られていないのではないかと。一覧表や活動内容を紹介する方法を考えてほしい。</p>	<p>現在、「小諸市ボランティアセンター」のホームページや県ホームページの「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」で、一覧表や活動内容などを紹介しています。</p> <p>また、ボランティア情報紙「ボランティアこもろ」を隔月で発行したり、毎年「小諸市NPO・ボランティア交流集会」の開催なども行っていますが、より多くの皆様に市民活動団体の活動を知っていただき、活動の輪が広がるよう、工夫をしていきたいと考えています。</p>	